

湯沢市ふるさと特産品募集要領

令和 7 年 9 月 25 日

湯沢市ふるさと特産品募集要領の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要領は、湯沢市ふるさと納税推進事業実施要綱（平成 27 年度湯沢市告示第 100 号。以下「要綱」という。）に基づき、寄附者へ贈呈するふるさと特産品の募集について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、要綱において使用する例による。

(ふるさと特産品事業者の登録要件)

第 3 条 ふるさと特産品の登録申請が可能な事業者（以下「登録事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所または工場のいずれかを有する法人、団体または個人事業者であること。ただし、本市のふるさと納税を募集している EC サイト事業者が登録申請をする場合など、市が特に必要と認める場合には、この限りでない。
- (2) 地場産品基準や食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に違反することのないよう、適正なふるさと特産品を確実に供給できる体制を整備していること。
- (3) 湯沢市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つものでないこと。

(ふるさと特産品の登録要件)

第 4 条 ふるさと特産品は、地場産品基準に加えて、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 安定供給が見込める商品又はサービスであること。農産物など収穫時期等の事情により期間限定・数量限定で供給可能なものも含む。
- (2) 食品の場合は、特産品が寄附者等に到着してから一定期間の賞味期限が保障されるもの。ただし、生鮮食品についてはこの限りではないが、寄附者に適切に届けられるものであること。
- (3) サービスの場合は、チケット等の発行日からの有効期限が概ね 1 年間以内であること。
- (4) 全国に発送が可能であること。
- (5) 受注した日から、概ね 2 週間以内に発送できるもの。ただし、受注生産や季

節等により発送できる時期が限定されるものは除く。

（登録申請の受付と期間）

第5条 登録申請の受付は、随時行う。

（ふるさと特産品事業者の登録申請及び登録決定）

第6条 ふるさと特産品を提供する事業者の登録申請を希望するものは、湯沢市ふるさと特産品事業者登録申請書（様式第1号）を提出すること。

2 前項の規定にかかわらず、前項の書類により確認できる事項を電子申請によって確認することができるときは、市は、当該書類の提出を省略させることができる。

3 市は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、湯沢市ふるさと特産品事業者登録決定通知書（様式第2号）、もしくは、湯沢市ふるさと特産品事業者登録却下通知書（様式第3号）により通知する。

（ふるさと特産品の登録申込及び受付の開始）

第7条 登録事業者がふるさと特産品の提供を希望する場合は、以下に掲げる書類を提出すること。

(1) 湯沢市ふるさと特産品情報シート（様式第4号）

(2) 地場産品基準第3号に該当するふるさと特産品を申請する場合は、総務省が指定する様式の証明書

(3) その他、市が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、前項の書類により確認できる事項を電子申請によって確認することができるときは、市は、当該書類の提出を省略させることができる。

3 市は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、総務省へ新たに提供を開始するための申請を行い、総務省の確認完了後にふるさと納税ポータルサイト等への掲載により受付の開始を行う。ただし、総務省への申請が不要な場合はこの限りではない。ふるさと納税ポータルサイト等への掲載を以って登録したこととする。

4 第1項により提出した書類の記載事項に変更があった場合は、上記書類を再度提出すること。ただし、ふるさと特産品の価格や容量などの軽微な変更の場合は、この限りではない。

（寄附金額）

第8条 登録されたふるさと特産品に対する寄附金額は、次の各号の要件を満たすよう、市が決定する。

(1) ふるさと特産品の調達価格は寄附金額の3割以下とする。なお、調達価格には、発送に必要な梱包費を含むが、送料は含まない。

(2) ふるさと特産品の経費総額（調達価格・送料・事務費・広告費等）は、寄附金額の5割以下とする。

（ふるさと特産品の見直し改善）

第9条 必要に応じて登録事業者にはふるさと特産品の見直し改善の連絡を行う。連絡を受けた登録事業者は速やかに対応するものとする。

（登録解除）

第10条 次の各号に該当する場合には、事業者の登録、もしくは、ふるさと特産品の登録を解除する。

(1) 登録事業者が、登録解除を申し出たとき。

(2) 第3条及び第4条に掲げる要件等を満たさなくなったとき。

(3) ふるさと特産品を提供した実績が一年以上無かったとき。

(4) 登録事業者が、寄附者からのふるさと特産品の問合せ及びクレーム、市からの見直し改善の要請等について、誠実に対応しないとき。

(5) その他、市が登録を解除すべきと判断したとき。

2 前項により登録を解除した場合に、市は、事業者への損害や逸失利益等への補償は行わない。

（その他）

第11条 登録事業者は、次の各号について留意すること。

(1) ふるさと特産品の品質等に関して不備や不具合があった場合は、すみやかに対応し解決すること。なお、品質等に対する保証内容や商品又はサービスに対するクレームや損害について、市は一切の責任を負わない。

(2) ふるさと特産品に起因する損害賠償が発生した場合は、登録事業者が責任を持って対応すること。

(3) 食品をふるさと特産品として申請する際は、産地名を適正に表示すること。

(4) ふるさと特産品を申請する際は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）や食品表示法（平成25年法律第70号）などの関係法令を順遵守すること。

(5) 地場産品基準適合性に疑義が生じた場合など、市が必要を認める場合には、市が行う調査（聞き取り、資料提供、実地調査等）に応じること。

(6) 個人情報の取扱いについて、個人情報保護法及び湯沢市個人情報保護条例、湯沢市情報セキュリティポリシーの定めるところにより適正に管理するとともに、ふるさと特産品の送付以外の目的で使用しないこと。

2 この要領に定めのあるもののうち、市が特に必要と認めるときは、この限りではない。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 25 日から施行する。